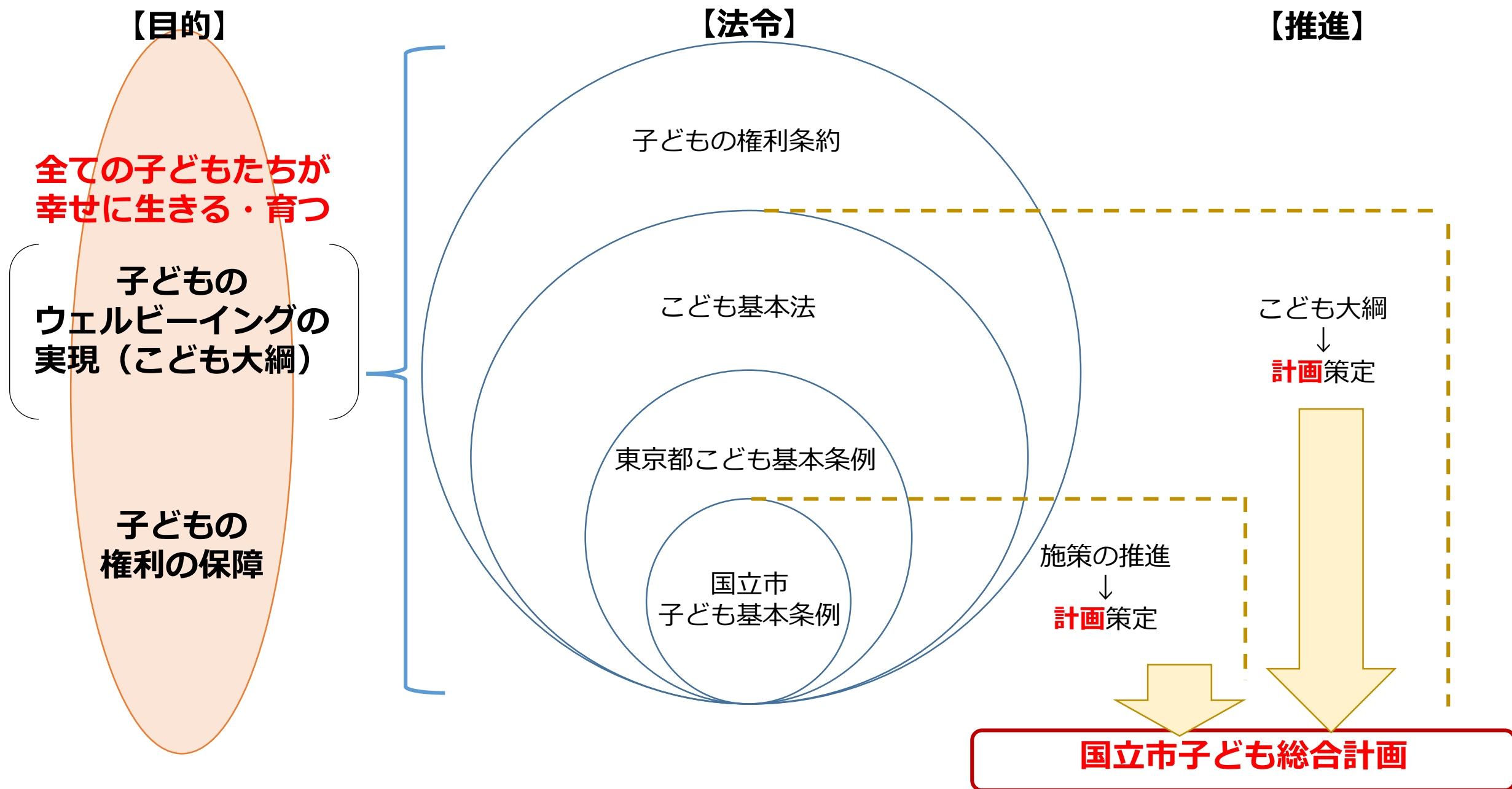


第四次国立市子ども総合計画

計画の位置付け・理念・体系等について

2024.04.30

■ 計画の位置付け（各種法令との関係）



■ 計画の理念

【条例等の目的】

全ての子どもたちが
幸せに生きる・育つ

子どもの
ウェルビーイングの
実現（こども大綱）

子どもの
権利の保障

【計画の理念について】

＜法令の目的（仮）＞

国立市に関わる子どもの権利を保障し、
社会全体で子どもを支え合う仕組みを定め
ることにより、
子どもが自分らしく幸せに生き、育つこと
ができるまち

（条例第1条（目的）より）

＜計画の理念（仮）＞

条例の目的の実現に向けた
施策推進の基本的な考え方

子どもが
生きる・育つための
QOLを担保すること

■計画の理念

子どもが 生きる・育つための QOLを担保すること

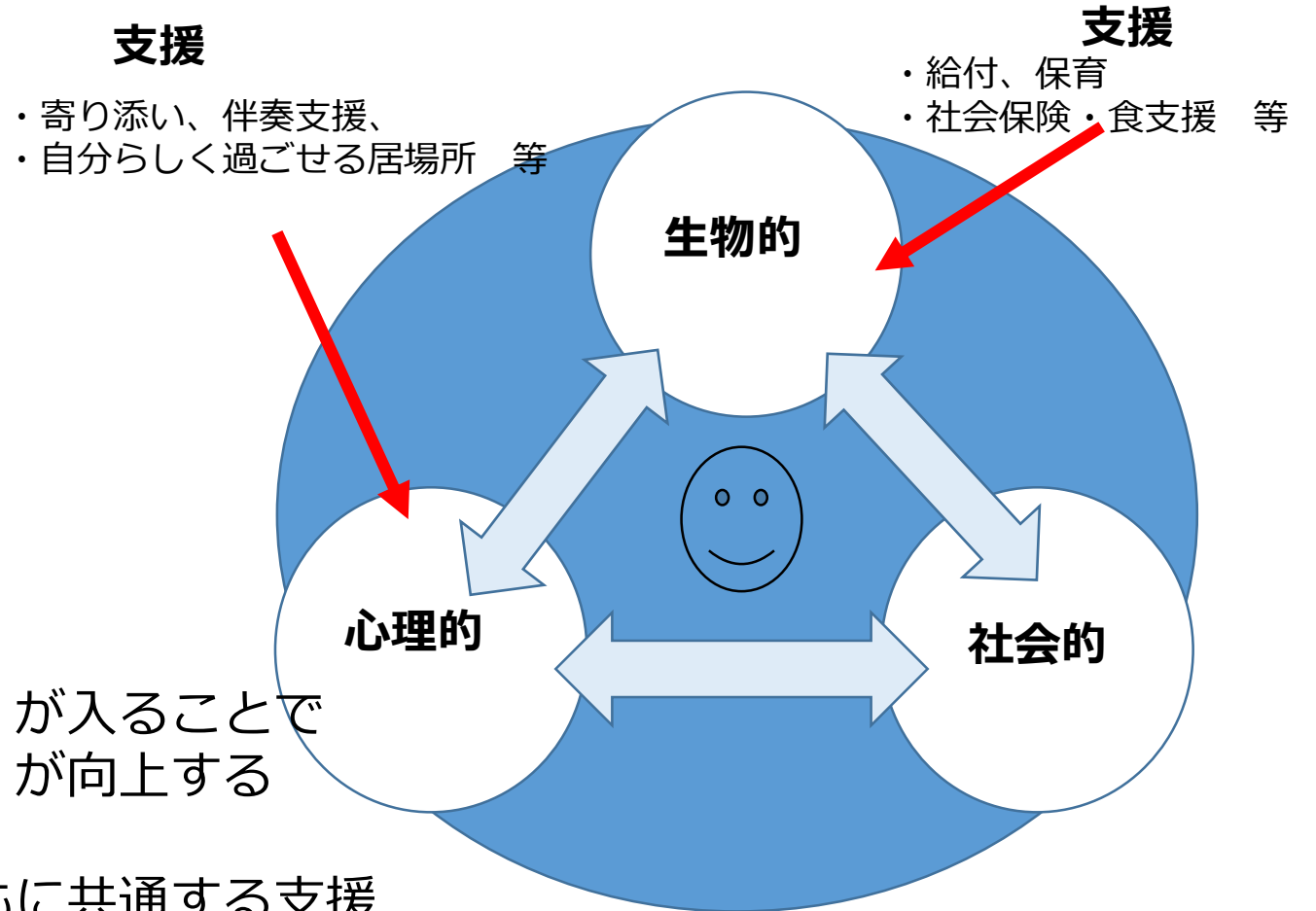
QOLとは…生活の質
➡個々の子どもの生活の質を担保

※QOLを担保するために必要なこと

➡個々の状態に適切な支援（環境・制度等）が入ること
で個々の子どもの生きる・育つことの「質」が向上する

支援の系統 共通二ード➡全ての子どもに共通する支援
個別二ード➡個別の支援

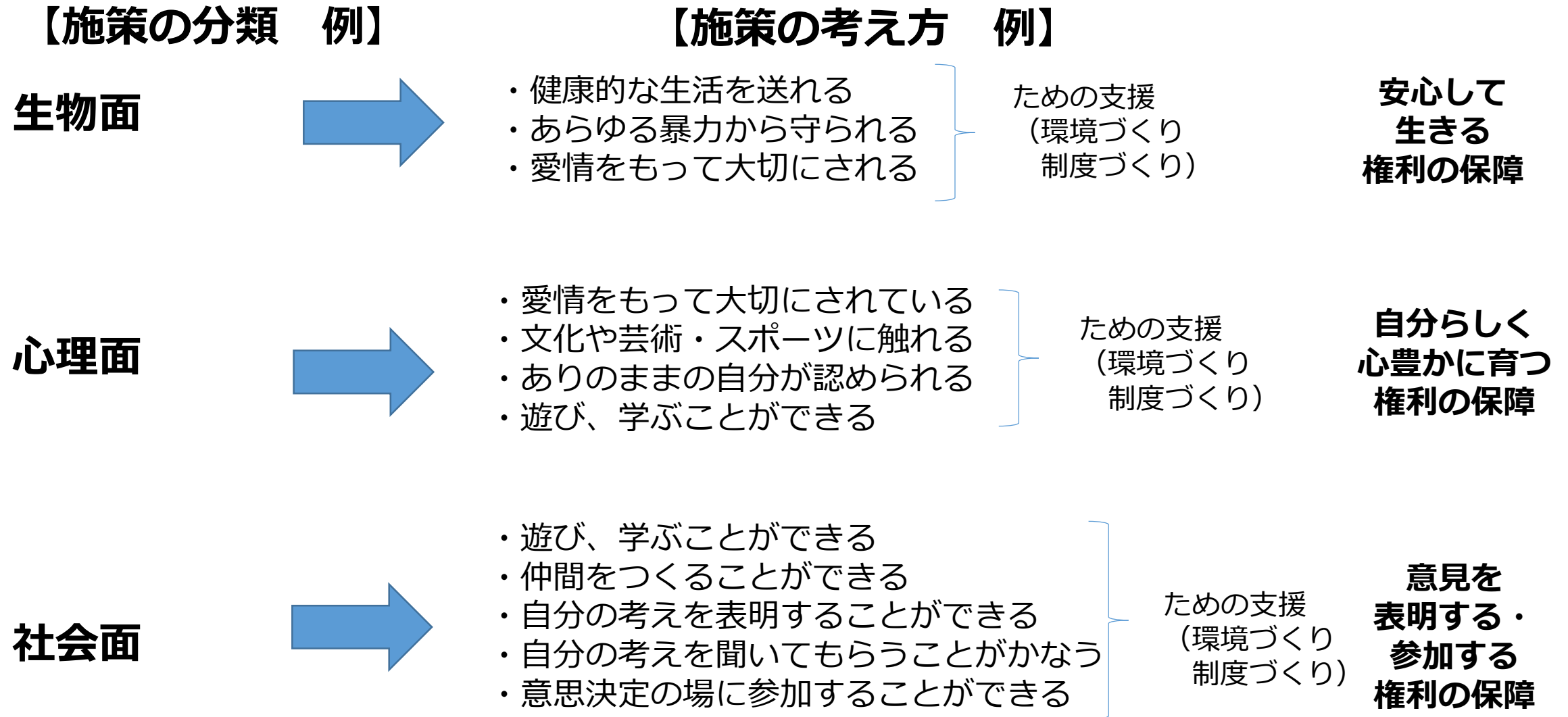
エンゲル「生物心理社会モデル」の引用
～モデル：人間の健康状態や疾患を3つの側面から包
括的に理解するためのモデル



	子ども基本法・こども大綱	子ども基本条例	第四次子ども総合計画	第三次子ども総合計画
ビジョン (理念の実現した世界)	「こどもまんなか社会」 全てのこども・若者が 身体的・精神的・社会的に 幸福な生活を送ることができる社会	すべての子どもたちが 幸せに生きる・育つことが約束されたまち（目的より）		
理念 (根本的な考え方)		次に掲げることを基本理念として、 国立市に関わる全ての子どもの権利を保障する ・子どもは権利の主体 ・差別の禁止 ・子どもの最善の利益 ・生きる・育つ権利 ・意見表明権、参加する権利	子どもが 生きる・育つための QOLを担保すること	子どもと家族と地域が輝き 未来へつながるまち ～いきいき子育て・わくわく子育て～
目標 (最終的な ゴールに向けて、段階的に 目指す指標)				
方向性 (目標達成に向けた進め方)				
施策 (政策・具体的手段)				

■ 計画の理念・体系

【方向性・施策の考え方】



安心して
生きる
権利の保障

自分らしく
心豊かに育つ
権利の保障

意見を
表明する・
参加する
権利の保障

■計画の理念・体系

【計画の体系の整理イメージ】

＜理念＞

＜方向性＞

＜施策＞

子どもが
生きる・育つための
QOLを担保すること

